令和２年１２月１１日

議　員　各　位

産業厚生常任委員会
委員長　　中　村　　美　穂

委　員　長　報　告　書

産業厚生常任委員会に付託された議案等の審査結果について、会議規則第４１条の規定により報告いたします。

１.審査期間：令和２年１２月４日、７日

２.付託された議案等

議案番号	件　　　　名	結　果
８９	長与町国民健康保険税条例の一部を改正する条例	全会一致 可　決
９０	長与町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例	全会一致 可　決
９１	長与町介護保険条例の一部を改正する条例	全会一致 可　決
９２	長与町都市公園条例の一部を改正する条例	全会一致 可　決
９４	町道路線の廃止について	全会一致 可　決
９５	町道路線の認定について	全会一致 可　決
９８	令和２年度長与町後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）	全会一致 可　決
９９	令和２年度長与町介護保険特別会計補正予算（第３号）	全会一致 可　決

産業厚生常任委員長報告

審 査 日	令和２年１２月４日～７日
出席委員	中村美穂　竹中　悟　松林　敏　安部　都　岩永政則 堤　理志　吉岡清彦
説 明 員	関係所管課管理職　その他関係職員

○議案第８９号　長与町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

【提案理由の概要】

本議案は、個人の所得計算における給与所得控除及び公的年金控除を１０万円引き下げるとともに、基礎控除を同額引き上げる令和３年１月１日施行の所得税法における「個人所得課税の見直し」の影響により、国民健康保険税の負担水準に関し、「意図せざる影響や不利益」が生じないよう国民健康保険税の軽減判定所得について所要の改正を行うもの。

附則では、本条例の施行日を令和３年１月１日からとし、改正後の規定は令和３年度から適用する。

以上の説明があった。

【主な質疑】

質疑　不利益が生じないようにとの事だが、どのような内容か。

答弁　保険税の軽減判定については、基礎控除前の段階で判定するため、そのままだと軽減判定に外れる方が出てしまう。そうならないよう基礎控除の前の段階で同額を引き上げ、不利益が出ないようにするもの。

質疑　今回の改正で保険税が上がる人はいないのか。

答弁　軽減判定の拡大で恩恵を受ける人はいるが、不利益が生じる人はいない。

主な質疑は以上のとおり。

全会一致で可決すべきものと決した。

○議案第９０号　長与町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

【提案理由の概要】

本議案は、「地方税法等の一部を改正する法律」により、本条例附則第２条中「特例基準割合」の呼称を「延滞金特例基準割合」に改めるもの。

附則では、本条例の施行日を令和３年１月１日からとし、同日以降の延滞金について適用する。

以上の説明があった。

【主な質疑】

質疑　特例基準割合にあえて延滞金という字句を追加して変更する理由は何か。

答弁　特例基準割合として延滞金、還付加算金、猶予などがあり、これまで同じ文言で処理していたが、これが細分化され、改正に至った。

質疑　今回の改正で延滞金の率が変わるのか。

答弁　文言の改正のみであり、直接的な影響はない。

主な質疑は以上のとおり。

全会一致で可決すべきものと決した。

○議案第９１号　長与町介護保険条例の一部を改正する条例

【提案理由の概要】

本議案は、「地方税法等の一部を改正する法律」により、本条例附則第５項中「特例基準割合」の呼称を「延滞金特例基準割合」に改めるもの。

附則では、本条例の施行日を令和３年１月１日からとし、同日以降の延滞金について適用する。

以上の説明があった。

【主な質疑】

質疑　今回これが改正されて、延滞以外についての条例改正はないのか。

答弁　特例基準割合には、延滞金、還付加算金、利子税などがあるが、介護保険料については延滞金の特例を地方税法に準じて適用しているのみであり、延滞金以外の改正はない。

主な質疑は以上のとおり。

全会一致で可決すべきものと決した。

○議案第９２号　長与町都市公園条例の一部を改正する条例

【提案理由の概要】

本議案は、中尾城公園に設置しているスパイラルスライダーについて今後使用しないことから、本条例に定める、スパイラルスライダーに関する規定を削除するもの。

附則では、公布の日から施行する。

以上の説明があった。

【主な質疑】

質疑　スパイラルスライダーの撤去についての見解はどうか。

答弁　公園の長寿命化の中で、撤去も補助の対象に入れることが可能ではないかと検討しているので、そうできれば早めに行いたいと考えている。

質疑　スパイラルスライダーは町のランドマークとして交流人口の増加に非常に役に立っていると聞いていたが、交流人口の減少対策は何か構想はあるのか。

答弁　１万人の入場者が減っている。中尾城公園のリニューアルもまだ白紙だが考えていきたい。

主な質疑は以上のとおり。

全会一致で可決すべきものと決した。

○議案第９４号　町道路線の廃止について

【提案理由の概要】

本議案は、道路法第１０条第３項の規定により、町道路線を廃止するもの。対象路線は高田南土地区画整理事業地内の道路整備に伴い、新たに認定を行うため、現町道６路線を廃止するもの。

以上の説明があった。

【主な質疑】

質疑　廃止路線は、高田南区画整理事業の道路だが、このままでは駄目なのか。

答弁　路線の名称として、区画道路何号線とか特殊道路何号線となっており、地域が不明のため、

一旦廃止をして、改めて認定し、供用開始する。

質疑　区画道路と特殊道路の定義は何か。

答弁　区画道路は車が通れる道路、特殊道路は車が通れない歩道として区別している。

主な質疑は以上のとおり。

全会一致で可決すべきものと決した。

〇議案第９５号　町道路線の認定について

【提案理由の概要】

本議案は、道路法第８条第２項の規定により、町道路線の認定を行うもの。対象路線は、高田南土地区画整理事業地内の道路整備に伴い、議案第９４号で廃止した路線を新たに認定しなおす６路線。池山土地区画整理事業地内の道路整備に伴い、新たに認定する６路線。公衆用道路の帰属により新たに認定する日当野４号線、壱町田線の２路線。以上１４路線の町道認定。

以上の説明があった。

【主な質疑】

質疑　消火栓や消防設備は整備されているのか。

答弁　担当ではないが、消火栓等については開発の段階で協議されているものと思われる。

主な質疑は以上のとおり。全路線について現地調査を行い、各路線の延長、幅員を確認した。

全会一致で可決すべきものと決した。

〇議案第９８号　令和２年度長与町後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）

【提案理由の概要】

今回の補正は、基幹システム改修のため、歳入歳出それぞれ８８万円を追加し、補正後の予算総額を５億３，９３５万３千円とするもの。

以上の説明があった。

【主な質疑】

質疑　システム改修費用は、どのように決まるのか。

答弁　システム改修費用は広域連合が決めているのではなく、市町によって持っているシステムが違うため、市町ごとに違ってくる。

質疑　当初で予算を組んでいなかった理由は何か。

答弁　当初予算編成時、広域連合のシステム改修が明確に示されておらず、今年度途中で改修の仕様が示されたので、このタイミングで補正することになった。

主な質疑は以上のとおり。

全会一致で可決すべきものと決した。

〇議案第９９号　令和２年度長与町介護保険特別会計補正予算（第３号）

【提案理由の概要】

今回の補正は、介護報酬改訂等に伴うシステム改修のため、保険事業勘定の既定の予算総額に歳入歳出それぞれ５０８万５千円を追加し、補正後の総額を３５億２８５万６千円とするもの。

以上の説明があった。

【主な質疑】

質疑　システム改修の内容と、当初予算にシステム改修業務委託料３００万円があるが、これに追加で５００万円ということか。

答弁　基幹システムの介護保険の部分に関する改修と、介護の認定、審査のため被保険者のデータを扱う介護認定支援システムの改修の２つの改修委託を行うが、見積もりの段階で７９７万５千円となり、既定予算の残額で不足する額５０８万５千円を今回補正計上している。

質疑　システム改修委託の契約は、何社くらいの入札をして契約するのか。

答弁　競争入札ではなく、１社の随意契約になる予定である。

主な質疑は以上のとおり。

全会一致で可決すべきものと決した。